

# 自己評価書

令和5年度

学校法人藍野大学  
びわこリハビリテーション専門職大学

令和6年8月31日

# 1 学校の現況

現況					
学校名	学校法人藍野大学 びわこリハビリテーション専門職大学				
所在地	〒527-0145 滋賀県東近江市北坂町967				
設置学科・コース等の情報					(令和5年5月1日現在)
学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
リハビリテーション学部 理学療法学科	278	23	11	リハビリテーション分野	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、専門職大学設置基準
リハビリテーション学部 作業療法学科	88	15	6	リハビリテーション分野	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、専門職大学設置基準

# 2 学校の目的および特徴

目的
<p>びわこリハビリテーション専門職大学(以下、「本学」と言う。)は、学校法人藍野大学により令和2年4月1日に、前身の滋賀医療技術専門学校(平成8年4月開学)の施設を引き継ぐ形で開設された。学校法人藍野大学(以下、「本法人」と言う。)は、昭和43年4月に大阪府茨木市の地で医療法人恒昭会藍野病院附属准看護学院を設立したのがその淵源で、その後学校法人の認可を受け、現在では、本学を含む2つの大学、短期大学および2つの高等学校を有し、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士及び臨床工学技士の医療専門職を育成することを事業の柱としている。</p> <p>本学の使命・目的を三つの側面から説明する。一つ目は、本法人が発足当初から取り組んできた看護職、リハビリテーション専門職を時代のニーズに相応しい形で輩出することである。本法人の教育理念である「Salute et Solatio Aegrorum(病める人々を医やすばかりでなく慰めるために)」を実践できる資質を有する医療人を育成することを根拠に据え、超高齢社会、医療技術の高度化と情報社会への適応など時代状況に適応できる人材を育成することである。本学が、前身の滋賀医療技術専門学校から専門職大学へと衣替えした理由も、本学が育成しようとする理学療法士、作業療法士に求められる知識や技能が従来よりも深く広いものになってきており、専門職大学制度の下で、われわれの目指す専門職が育成できると考えたからである。</p> <p>二つ目は、本学が位置する滋賀県(以下、「本県」と言う。)の医療・保健・福祉体制への寄与である。既述のとおり、前身の滋賀医療技術専門学校では25年にわたって理学療法士と作業療法士(平成18年までは看護師)を育成してきた経緯があり、理学療法士と作業療法士の養成学校として県内で唯一指定を受けている。この専門学校で理学療法士を758名、作業療法士を431名が輩出され、その多くが県内で就業しており、本県のリハビリテーション人材育成を担ってきたと自負している。一方で、本県のリハビリテーション専門職の数は十分でないとの声も聞いており、本学はこうした地域の現状を踏まえ、引き続き理学療法士、作業療法士を育成していく責務があると考えている。</p> <p>三つ目は、以上述べたことと重なり合うが、専門職大学の特徴に根差した本学の目的である。専門職大学の特徴として大きく実践力、実務能力の高い人材の育成と、関連する産業界等との連携を重視した活動の推進が挙げられる。これに相当する本学の目的として、地域共生社会の実現に貢献できる人材の育成を掲げている。具体的には、高齢者、障害者、子どもたちが集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられる「共生型社会」の実現に寄与できる理学療法士、作業療法士の育成である。そのために、地域包括ケアにおけるリハビリテーションが担う役割を踏まえ、立地場所である東近江市や近隣自治体、地域住民との連携・交流を通じた教育研究科活動の実践、それを可能にするための展開科目の設置や多職種との協働活動を推進している。</p> <p>以上述べた本学の使命・目的については、本学の設置認可申請書類(2019年)の中の「設置の趣旨及び必要性」に示されており、現時点においても何ら変更を伴うものではない。本法人には、大阪府茨木市にも理学療法士、作業療法士を育成する4年制大学を有している。従来型の4年制大学と専門職大学とでは教育課程の編成も教員構成のあり方も異なる。本学の教育課程では、とくに地域共生社会の実現に寄与するという本学の目的に合致するような、従来型の4年制大学にはない授業科目を、主に展開科目で配置している。</p> <p>本学の使命、目的の概要、及び専門職大学制度の大きな特徴である高度な実践力と豊かな創造力を持った人材育成との関連については、以上のとおりである。</p>
資料0-1-① 設置の趣旨を記載した書類 P.1-7 1.設置の趣旨及び必要性

## 特 徴

本学では、リハビリテーションの専門職を養成するために理学療法学科と作業療法学科を設置しており、その特徴は次のとおりである。

### (1) 理学療法学科

滋賀県の2022年の平均寿命は男性が82.73歳で全国1位、女性が88.26歳で全国2位である。一方、健康寿命の平均は、男性が73.46歳、女性が74.44歳(2018年)であり、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限を持ちながら生活する期間を示している。この期間を短縮することが、高いQOL(生活の質)を維持し、その人が望む人生を送るために重要なことである。また、この期間は医療や介護サービスを必要とすることが多く、その期間をいかに短縮するかが、社会保障制度上の課題である。平均寿命と健康寿命の差を縮めることが社会全体に重要である。この背景を踏まえて、我が国では「健康日本21(第二次)」が2023年に改正され「健康日本21(第三次)」がスタートした。改正後は、健康寿命の延伸や生活習慣の改善を促すための取り組みが進められている。しかし、日本理学療法士協会による2024年の会員分布調査では、理学療法士の就労状況では、医療・介護分野が93.7%を占めており、健康分野での就労はわずか0.26%と非常に少ない。このため、滋賀県唯一の理学療法士養成校である本学では、健康分野における理学療法士の養成を目的の一つに上げ、その現状と課題を学ぶことで、健康分野への職域を展開できる人材を育成することが他にない本学科の特色である。

### (2) 作業療法学科

日本作業療法士協会は「作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療・保健・福祉・教育・職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す」と定義している。また、その具体的な対象者は、身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への不応答により日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団である。彼らの生活に対して、作業を用い、環境に手を入れ、外部からの干渉をコントロールすることにより生活の困難を軽減させる。そのために、意味のある生活行為とそれを行うために必要な心身の活動に対して、環境面にも働きかけながら作業を手段あるいは目的として利用できる人材が必要となる。そのような作業療法士は地域共生社会の必需となると考えられる。

我が国は超高齢社会となり、高齢化による機能低下や、様々な疾患や障害の影響から、すべてのライフステージで、個々の生活課題に応じた支援が求められており、多職種と連携した生活支援を行うことができる作業療法士を育成することを特色とした。

### 【根拠資料・データ】

資料0-1-② 設置の趣旨を記載した書類 P.19-22 2.学科・専攻の特色

### 3 基準ごとの自己評価

領域 I 専門職大学(リハビリテーション分野)の目的および学修成果	
基準 I-1	専門職大学(リハビリテーション分野)が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとしている人材像および個性・特色が明確に示されていること。
分析観点 I-1-1	専門職大学(リハビリテーション分野)の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。
<p>【分析観点到係る状況】</p> <p>びわこリハビリテーション専門職大学(以下、「本学」と言う。)の使命・目的は、びわこリハビリテーション専門職大学学則(以下、「学則」と言う。)第1条に下記のとおり明示されている(資料 I-1-1-①)</p> <p>第1条 びわこリハビリテーション専門職大学は、リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>本学のホームページ(以下、「本学ホームページ」と言う。資料 I-1-1-②)にある「教育理念」では、学校法人藍野大学(以下、「本法人」と言う。)の教育理念でもある「Saluti et Solatio Aegrorum」(病める人々を医やすばかりでなく慰めるために)を示しているが、本法人では、設立当初から現在まで一貫して医療専門職の育成を事業としており、建学の精神として「知を愛すること Philo-sophia」とし、この精神が「Saluti et Solatio Aegrorum」(病める人々を医やすばかりでなく慰めるために)の理念に込められている。</p> <p>本学の使命・目的は、学校法人の教育理念を踏まえ、専門職大学としての特性を生かし、医療専門職の育成のみならず、「地域共生社会の実現に寄与する」という目的を鮮明にしている。</p> <p>本学は、リハビリテーション学部の1学部、理学療法学科、作業療法学科の2学科で構成し、学部および各学科の教育研究上の目的を学則第4条で定めている。学部の教育研究上の目的を同条第1項で示し、同条第2項から第4項において各学科の人材養成の目的や求められる人材について明示している。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>資料 I-1-1-① びわこリハビリテーション専門職大学学則</p> <p>資料 I-1-1-② 本学ホームページ 目的・教育理念 (<a href="https://bpur.aino.ac.jp/philosophy/">https://bpur.aino.ac.jp/philosophy/</a>)</p> <p>資料 I-1-1-③ 2023年度学生便覧</p>	
基準 I-2	【重点評価項目】専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている人材育成がなされていること。
分析観点 I-2-1	単位修得・修了状況、資格取得等の状況から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
<p>【分析観点到係る状況】</p> <p>2023年度の4年生(1期生49名)の累計GPAは、3点満点で算出し、年度末におけるGPA分布は、2.4~2.6の範囲が14名となり、最頻値を示した。(資料 I-2-1-①)</p> <p>卒業者数は46名(理学療法学科39名、作業療法学科7名)で、国家試験合格者は、理学療法学科32名(82.1%)、作業療法学科6名(85.7%)となり、学修成果が概ねあがっていると考えられる。(資料 I-2-1-②)</p> <p>なお、4年卒業率は79.3%であったが、1期生の退学者数は9名(15.5%)であった。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>資料 I-2-1-① 2023年度学年別累計GPA分布</p> <p>資料 I-2-1-② 本学ホームページ 情報公開 【7】学習の成果に係る評価に関すること</p> <p><a href="https://bpur.aino.ac.jp/info/info07.php">https://bpur.aino.ac.jp/info/info07.php</a></p>	

分析観点 I-2-2	授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          本学では、学生の生活行動も対象とした「学修行動調査」を実施している。設問「2. 学習取組意識」に関して「たいへんよく当てはまる」「少し当てはまる」と回答した割合を見ると「リハビリテーションの専門職になるためには、学業がいくらしんどくてもあきらめない」が86%、「課されたレポートや課題を少しでも良いものに仕上げようと努力する」が91%と高い数値を示した。</p> <p>設問「5. 汎用的知識・技能、意欲」に関しては、「大学入学時と比べて、学習意欲が全体として高まったと感じる」が79%、「大学入学時と比べて、専門分野への関心(専門職になる意欲)が高まったと感じる」が94%、「大学入学時に比べて、良好なコミュニケーションをとる力がついたと感じる」が89%、「大学入学時と比べて、相手の価値観や意見を理解することができるようになったと感じる」が87%となり、多くの学生が成長実感を得ており、学修成果があがっている。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料 I-2-2-① 2023年度 学習行動調査結果</p>	
分析観点 I-2-3	卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          2023年度卒業生は、理学療法学科39名、作業療法学科7名である。理学療法士国家試験合格者(32名)の進路内訳は、病院等30名、高齢者施設2名、作業療法士国家試験合格者(6名)の進路内訳は、病院4名、高齢者施設1名、進路未定1名となった。ほとんどの卒業生が専門職として就職していることから、目的養成型の大学として学修成果があがっていると考えられる。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料 I-2-1-② 本学ホームページ 情報公開 【7】学習の成果に係る評価に関すること  <a href="https://bpur.aino.ac.jp/info/info07.php">https://bpur.aino.ac.jp/info/info07.php</a> (再掲)</p>	
分析観点 I-2-4	卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          2023年度卒業生アンケートの集計結果によると、設問「1. ディプロマポリシーの達成度」において「身に付いた」「ある程度身に付いた」と回答した割合、設問「2. 学習内容の理解度」を「理解できた」「ある程度理解できた」と回答した割合はともに概ね90%となり、専門職として必要な知識・技術を修得できたと評価していることから、学修成果は上がっている。</p> <p>なお、就職先へのアンケートについては、就労後、1年が経過した後に実施する予定である。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料 I-2-4-① 2023年度卒業生アンケート 集計結果</p>	

領域Ⅰ 自己評価概要	
	<p>びわこリハビリテーション専門職大学の使命・目的は、学則第1条に「びわこリハビリテーション専門職大学は、リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。」と明記している。</p> <p>この使命・目的に沿って3つのポリシーを設定し教育活動を行い、教育活動の成果は国家試験、就職状況、卒業生アンケートから評価した。</p> <p>国家試験合格率は理学療法学科で82.1%、作業療法学科で85.7%であり、新卒者の合格率を下回ってはいるが、合格者はリハビリテーション専門職として就職している。卒業生アンケート集計結果からはDPの達成度において「身についた」「ある程度身についた」という回答が概ね90%であった。</p> <p>以上のことから領域Ⅰの基準を満たしていると判断する。</p>
	優れた点
	<p>【分析観点2】学修行動調査の「学業がいくらしんどくてもあきらめない」が86%、「課されたレポートや課題を少しでも良いものに仕上げようと努力する」が91%と高い数値を示しており、【分析観点4】の成果を導いているとともに、理学療法士や作業療法士の養成を明確に定めた本学の教育成果が反映したものであると考えている。</p>
	特色ある点
	なし
	改善が望ましい点
	<p>退学率の抑制、4年卒業率の向上を図ることが必要であると考えている。退学理由は、進路変更、学力不足、心神耗弱が主な理由であったため、担任、チューター制を導入し、学生の学修だけでなく生活面のフォローもできるように体制を整備した。</p> <p>2023年度の卒業生(1期生)の就職先に対するアンケートは、就労の定着性を勘案して、就労後、約1年をめどに行う予定としている。</p>
	改善を要する点
	なし

## 領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1	リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。
分析観点Ⅱ-1-1	卒業認定・学位授与方針が、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。
<p>【分析観点到係る状況】</p> <p>「命の大切さを基本とした職業倫理観」の大切さと「クライアントの実態把握と生活の質の向上」については以下の卒業認定・学位授与方針(Diploma Policy:以下DP)の文言に明確にその意味を示した(資料Ⅱ-1-1-①)</p> <p>作業療法学科のDP3「作業療法に関する専門的知識と技術に基づき、生活課題の解決に向けて作業療法を実践することができる」には、「生活の質の向上を目指す」という意味合いを含めているが、より明確にするために、検討中の新DPでは、これを明記する予定である。</p> <p>【理学療法学科】</p> <p>DP1:人を尊び幅広い教養を有し、差別と偏見を持たない倫理観のもと、理学療法士としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。</p> <p>DP2:地域住民を取り巻く多職種と必要な信頼関係を築き、円滑なコミュニケーションをもって理学療法を実践することができる。</p> <p>DP3:理学療法学の専門的知識及び技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な理学療法を実践することができる。</p> <p>DP4:地域住民の健康で質の高い生活の維持・向上のために、理学療法士の特性を活かし地域が抱える身体活動に関する課題を発見し、解決方法を導くことができる。</p> <p>DP5:理学療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域住民の身体活動に関する自助、共助を支援するため、多職種と連携し、理学療法を創造的に応用することができる。</p> <p>【作業療法学科】</p> <p>DP1:作業療法士として生命を尊び、地域住民との関わりを大切にする豊かな人間性と倫理観、幅広い教養を有し、自覚と責任をもって行動し、生涯学び続けることができる。</p> <p>DP2:多職種と協調・連携して課題を共有し、且つ解決に向けて支援を実践するためのコミュニケーション能力を有し、信頼関係を構築することができる。</p> <p>DP3:作業療法に関する専門的知識と技術に基づき、生活課題の解決に向けて作業療法を実践することができる。</p> <p>DP4:変化する地域社会における課題の発見に努め、課題解決に向けて、作業療法士の専門性を活かした創造的な解決方法を導くことができる。</p> <p>DP5:作業療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域生活課題の新たな支援展開に向けて作業療法を活用することができる。</p> <p>以上のとおり、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質の向上を図る人材育成を行うことを明確に示している。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.2 ディプロマ・ポリシー</p>	

基準Ⅱ-2	リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした倫理観を身につけ、他の医療職と協調しつつクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力(思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等)の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。
分析観点Ⅱ-2-1	教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
<p>【分析観点に係る状況】  教育課程編成と実施の方針(Curriculum Policy:以下CP)は専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(以下、指定規則とする。)及びDPに基づき設定している。  DP1からDP3までは理学療法士、作業療法士として身に付けるべき能力、資質について述べており、DP4とDP5で地域共生社会の実現に寄与するための能力、資質を述べている。カリキュラム・ポリシーでも、CP1からCP3までが理学療法士、作業療法士としての知識・技能を身に付ける教育課程編成方針を、CP4とCP5で地域共生社会の実現に寄与するための教育課程編成・実施方針を示している。  DPとCPの整合性、CPと対応する科目は、学生便覧の「カリキュラムツリー」に明記し学生の理解を促している。</p> <p>【根拠資料・データ】  資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧p.3 カリキュラム・ポリシー  資料Ⅱ-2-1-① 学生便覧別添(授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表(指定規則との対比表))</p>	
分析観点Ⅱ-2-2	教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
<p>【分析観点に係る状況】  教育課程編成・実施方針は、専門職大学設置基準及び指定規則及びDPに基づき設定している。  CPについては、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目から成ることの明記をもって編成方針を示し、指定規則で求められる科目内容に基づき編成されている。  教育方法に関する方針を明確に示していないことから、完成年度を迎えた2024年度の教育課程改正の際に明記する予定としている。  学修成果の評価方針については、学則、DP、シラバスに記載しているが、CP上に明確に示していないため、令和7年4月適用の言語聴覚療法学科の教育課程の改正に合わせて改正する予定としている。</p> <p>【根拠資料・データ】  資料Ⅱ-2-1-① 学生便覧別添(授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表(指定規則との対比表)(再掲))</p>	

<p><b>基準Ⅱ-3</b></p>	<p>協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたりハビリテーション専門職の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令に適合するものであること。</p>
<p>分析観点Ⅱ-3-1</p>	<p>生命・職業倫理、コミュニケーション論、情報リテラシー、基礎的な外国語・科学科目等を学習する基礎科目および基礎・臨床医学、臨床実習、保健医療福祉等を学習する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、共生社会の展開・実践、身体障害への支援(生活の質の改善・向上)、組織の経営・マネジメント等を学習する展開科目および総合的学習を促進する総合科目が展開されていること。</p>
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          専門職大学設置基準、指定規則及びDPに基づき以下の通り科目を配置している。          基礎科目は、学びの基盤、コミュニケーション論等、人間と社会系科目として社会学や教育学等、自然科学系科目として生物学や統計学、語学教育科目として英語等で、多くは1年次に配置されている。これらの科目を基に、職業専門科目(理論系科目及び職業実践科目)を配置している。理論系科目は1年次に解剖学、生理学等、2年次に内科学、整形外科学等を配置している。          これらを踏まえて職業実践科目は理学療法、作業療法評価学、治療学が2年次から3年次に配置される。臨地実務実習は1年次、2年次は見学実習、3年次以降は評価実習及び総合臨床実習を段階的に配置している。          展開科目は、専門分野の周辺他分野を学ぶという特性から、災害支援論、マーケティング論、施設起業運営論等の科目が、職業専門科目と並行して、1年次から段階的に配置されている。          総合科目は、4年次に協働連携論実習、理学療法総合実習、作業療法総合実習などを配置し、4年間の総まとめとしている。          以上のような科目構成はカリキュラムマップによって明示され、ガイダンス等で学生へ周知されており、適切に展開している。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料Ⅱ-2-1-① 学生便覧別添(授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表(指定規則との対比表)(再掲))</p>	
<p>分析観点Ⅱ-3-2</p>	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が展開されていること。</p>
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          専門職大学設置基準、指定規則及びDPに基づき設定している。          本学理学療法学科では、基礎科目20単位以上、職業専門科目87単位、展開科目20単位以上、総合科目4単位であり実験・実習科目は45単位(内20単位は臨地実務実習)、作業療法学科では基礎科目20単位以上、職業専門科目86単位、展開科目20単位以上、総合科目4単位であり、実験・実習科目は52単位(内22単位は臨地実務実習)となっており、両学科ともに設置基準を満たしている。          また、指定規則との対比表が示す通り、両学科とも指定規則を満たす教育課程となっており、必要な授業科目は適切に展開している。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料Ⅱ-2-1-① 学生便覧別添(授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表(指定規則との対比表)(再掲))</p>	

分析観点Ⅱ-3-3	各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。
<p>【分析観点到係る状況】 シラバスに、授業概要・到達目標とDPとの関係が明記している。授業計画表については到達目標を再確認できる内容としている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-3-3-① 2023年度 シラバス(※Webシラバス <a href="https://bpur.aino.ac.jp/student/">https://bpur.aino.ac.jp/student/</a>)</p>	
分析観点Ⅱ-3-4	段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。
<p>【分析観点到係る状況】 履修ガイダンスの際に、学生便覧と共に以下の資料を配布および説明し、周知している。 ① カリキュラムツリー、履修モデル ② 教育課程表(指定規則との対比表) ③ カリキュラムマップ ①～③は学生便覧に折込み資料として配布。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-2-1-① 学生便覧別添(授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表(指定規則との対比表)(再掲))</p>	
基準Ⅱ-4	臨地実務実習の管理運営体制が整備され、リハビリテーション分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。
分析観点Ⅱ-4-1	臨地実務実習について、病院や診療所等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。
<p>【分析観点到係る状況】 本学で行われる臨地実務実習については、各学科の教員及び学生支援グループの職員で構成される実習支援センターにおいて基本的な方針を定めた後に、各学科で調整を行っている。 臨地実務実習先は、指定規則に(1)臨地実務実習の3分の2以上を医療提供施設で行うこと(医療提供施設の2分の1以上は病院又は診療所であること)、(2)通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うことが定められており、本学でもこの基準を満たす臨地実務実習先を選定している。臨地実務実習先には、本学と協定を締結した主たる実習施設とそれ以外の施設があり、主たる実習施設の臨床実習指導者には経験年数、業績に応じて臨床教員としての称号を付与し、本学教育に協力してもらっている。 臨地実務実習に関する科目については、各学科で実習の手引きが作成され、各学科の実習の目標、実習内容、評価基準を含む臨地実務実習で必要となる事項を記載している。実習時間や実習先の受入人数は、年度ごとに異なることから、実習を依頼する際に実習時間や人数について調整・確認を行っている。成績評価については、臨地実務実習先の臨床実習指導者の評価に加えて、実習前後の試験(OSCE(客観的臨床能力試験)及び筆記試験)により総合的に評価している。 また、見学実習以降の評価実習、総合臨床実習Ⅰ、Ⅱでは、臨床実習指導者会議を開催し、教員と実習先の指導者との間で各実習の内容や成績評価の方法について、調整や確認、意見交換を実施しており、専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、他の医療職と協調できるコミュニケーション能力への教育支援などの共通の話題を提供し、時に講話を通じて学び合っている。 臨床実習指導者会議では、臨床実習指導者の指導能力向上の好機と捉え、外部講師を招聘し「臨床実習指導法」の教育講演を実施しており、臨床実習指導者からは非常に有意義な講演会だと評価されている。 臨地実務実習施設には、理学療法士、作業療法士の臨床実習指導者講習会を受講した指導者が1名以上配属されていることとされているが、本学では臨地実務実習を受ける学生1～2名に対して指導者1名が対応しており、実習施設・実習指導の水準は担保されている。 以上のとおり臨地実務実習は、適切に管理運営体制を整備し、実施している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-4-1-① 実習施設連携協力協定書 資料Ⅱ-4-1-② 臨床教授等の称号付与規程 資料Ⅱ-4-1-③ 実習の手引き</p>	

基準Ⅱ-5	他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。
分析観点Ⅱ-5-1	他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          学生のコミュニケーション能力の涵養するための具体的な科目として、理学療法学科では理学療法見学実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、理学療法評価実習、理学療法総合臨床実習Ⅰ、Ⅱ、理学療法地域実習、作業療法学科では作業療法見学実習Ⅰ、Ⅱ、作業療法評価実習、作業療法総合臨床実習Ⅰ、Ⅱ及び作業療法地域実習が挙げられる。これらの臨地実務実習において、施設や病院の臨地にてクライアントや多職種から学ぶことにより、コミュニケーション能力を涵養する。          多職種連携に関しては、総合科目の協働連携論総合実習がある。これは理学療法学科、作業療法学科による合同科目で、地域で生活するクライアントをゲストスピーカーとして招聘し、リハビリテーションチームとしてのゴール設定やアプローチなどを両学科の学生が多職種の役割を担う形でディスカッションが進められている。          各学科のDPにおいても、多職種との連携、対象者とのコミュニケーションを通じて、理学療法、作業療法を实践することとしており、本学が他の医療職、クライアントとのコミュニケーション能力の涵養を重視していることは明らかである。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料Ⅱ-3-3-① 2023年度 シラバス(※Webシラバス <a href="https://bpur.aino.ac.jp/student/">https://bpur.aino.ac.jp/student/</a>)          資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) P.1 本学の教育研究上の目的          資料Ⅱ-3-3-① 2023年度 シラバス(※Webシラバス <a href="https://bpur.aino.ac.jp/student/">https://bpur.aino.ac.jp/student/</a>)(再掲)</p>	
基準Ⅱ-6	リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導方法が採用されていること。また、インターンシップ、客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。
分析観点Ⅱ-6-1	授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>          開設授業科目については、教育課程表(指定規則との対比表)のとおりである。          シラバスにおいて、各科目担当教員が統一された作成マニュアルに則り、授業概要・授業形態・到達目標、DPとの関連、各回のテーマ、評価方法、授業時間外の学習、備考(履修者に伝えたい事項、受講のルール等)を記載している。          各科目の履修者数は40名を基準としているが、40名を超えて実習、演習等の実技を伴う授業を行う場合は補助教員が入ることとしている。          以上のことは、新年度オリエンテーションにおいて、Webシラバスについて説明し、選択科目の履修登録や日常の学習準備に向けて参考とするよう指導している。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>          資料Ⅱ-2-1-① 学生便覧別添(授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表(指定規則との対比表)(再掲))          資料Ⅱ-6-1-① 2023年度シラバス作成要領          資料Ⅱ-6-1-② 令和5年度 講義別履修者数</p>	

分析観点Ⅱ-6-2	インターンシップや客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。
<p>【分析観点に係る状況】 各学科専門科目においては、一部科目で非常勤講師またはゲストスピーカーとして招聘し、より実践的な講義を行えるように工夫をしている。非常勤講師については添付のシラバス、ゲストスピーカーについては一覧表で詳細を掲載している。 理学療法学科では2022年度、2023年度と海外の大学から運動器疾患の理学療法において著名な講師を招聘し、国際的な視点を持つことができるように工夫している。またスポーツチームでの実習等も取り入れ、医療機関以外での理学療法士という職業の広がりについて知る機会としている。 作業療法学科では、就労支援施設等での実習を実施することにより、学生の視野を広げる工夫をしている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-6-2-① 2023年度ゲストスピーカー・学外実習依頼一覧 資料Ⅱ-6-2-② 2023年12月 Dr.Ronel Jordaan 講義資料</p>	
分析観点Ⅱ-6-3	単位の実質化への配慮がなされていること。
<p>【分析観点に係る状況】 令和4年10月の専門職大学設置基準の改正にあわせて学則を改正した。授業等を行う期間は35週以上を確保し、授業科目に関しては授業形態に合わせて集中講義なども併用している。 本学では「試験及び履修に関する規程」第3条(学生便覧p.79)においてCAP制の採用を規定し、年間の履修登録単位数を50単位以内(累計GPAが2.50以上の場合は55単位以内)としており、新年度オリエンテーションにおいて学生に周知している。 シラバスには授業時間外の学習についても記載し、LMSであるmanabaを利用して小テストや課題、レポートなど具体的な学習について指導をしており、単位の実質化への配慮を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-1-1-① びわこリハビリテーション専門職大学学則(再掲) 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.79 履修及び試験に関する規程 第3条</p>	
分析観点Ⅱ-6-4	社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。
<p>【分析観点に係る状況】 「既修得単位認定に関する内規」(学生便覧p.83～84)に基づき、学生の多様な学修歴を既修得単位として認定することにより、一定の配慮を行っている。個別の相談については、担任・チューターが指導を行い、学生に不利益が生じないように配慮している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.83-84 既修得単位認定に関する内規</p>	

基準Ⅱ-7	公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること
分析観点Ⅱ-7-1	成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 成績評価基準は、学則第20条に規定し、学生便覧p.12に明示している。また、試験の受験資格、手続き、追・再試験の評価等については「履修及び試験に関する規程」第13条から第18条に規定している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-1-1-① びわこリハビリテーション専門職大学学則(再掲) 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.12 資料Ⅰ-1-1-③ 学生便覧(再掲) p.79-82 履修及び試験に関する規程 第13条～第18条</p>	
分析観点Ⅱ-7-2	成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 成績評価基準は、学則第20条及び学生便覧p.12に明示している。また、各科目の成績評価基準については、評価対象(試験、課題レポート、小テスト等)の各割合をシラバスに明示するとともに、各担当教員が授業において成績評価方法を説明している。</p> <p>びわこリハビリテーション専門職大学 学則 (成績の評価) 第20条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、S、A、B、Cを合格としDを不合格とする。 2 前項の評価は、100点をもって満点とし、S(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)とする。 3 第1項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。 4 授与又は認定した単位の取消しは、これを認めない。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-1-1-① びわこリハビリテーション専門職大学学則 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.12 資料Ⅱ-3-3-① 2023年度 シラバス(※Webシラバス <a href="https://bpur.aino.ac.jp/student/">https://bpur.aino.ac.jp/student/</a>)(再掲)</p>	
分析観点Ⅱ-7-3	成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 各科目のシラバスに記載している成績評価方法に基づき評価を行っている。 成績評価はGPAを採用しており、各学期の成績評価入力完了後に行われる教授会において単位認定を審議し、学長が認定する仕組みとしている。 認定したGPAは、「GPA制度に関する内規」(学生便覧P.86-87)において活用目的等を定めているとおり、学生の表彰、奨学金の継続の可否等に利用している。2023年度の累計GPA分布は、資料Ⅱ-7-3-①に示すとおりである。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-7-3-① びわこリハビリテーション専門職大学教授会規程 資料Ⅱ-7-3-② 教授会議事要旨(令和6年1月18日開催) 資料Ⅰ-2-1-① 2023年度累計GPA分布(再掲) 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.86-87 GPA制度に関する内規 資料Ⅱ-7-3-③ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料</p>	

分析観点Ⅱ-7-4	成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。
<p>【分析観点に係る状況】 「成績評価異議申立に関する規程」を制定し、学生便覧p.88に掲載するとともに、成績通知書配布時に説明を行っている。事務センターを申立窓口とし、各申立について速やかに回答するよう努めている。これまでの申立件数は、2021年度：3件、2022年度：1件、2023年度：1件である。</p> <p>【根拠資料・データ】 I-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p88 成績評価異議申立に関する規程</p>	
分析観点Ⅱ-7-5	他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。
<p>【分析観点に係る状況】 「既修得単位認定に関する内規」に基づき、社会人経験もしくは他大学等の中退して入学してきた学生に対して、入学時の申請により、既修得単位の認定を教授会で審議する。承認されたものを認定し、申請者に通知している。開学時から4年間の認定実績は2021年度：4名・12単位、2022年度：4名・9単位、2023年度：4名・15単位である。 また、滋賀県下の大学等で構成される環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟し、その単位互換事業参画し、加盟大学との単位互換を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料 I-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p83-85 既修得単位認定に関する内規 資料Ⅱ-7-5-① 教授会議事要旨 資料Ⅱ-7-5-② 特別聴講生規程</p>	

基準Ⅱ-8	卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。
分析観点Ⅱ-8-1	卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 卒業要件は、学則第22条に規定されている。各学科のDPは卒業時における理学療法士または作業療法士の人材像として必要な資質が5点挙げられており、卒業要件を満たし、かつDPに適った学生に対して教授会の議を経て学長が卒業認定を行う。卒業要件は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を満たしている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-1-1-① びわこリハビリテーション専門職大学学則(再掲) 資料Ⅱ-7-3-① びわこリハビリテーション専門職大学教授会規程(再掲) 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.94 学位規程 資料Ⅱ-7-3-② 教授会議事要旨(令和6年1月18日開催)</p>	
分析観点Ⅱ-8-2	卒業要件が学生に周知されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 卒業要件は、学則第22条に規定するとともに、学生便覧p.29に詳細な内容を掲載している。また、各オリエンテーションにおいて、卒業要件及び履修登録の留意点について学生に説明している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲)p.29</p>	
分析観点Ⅱ-8-3	卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 卒業要件は、学則第22条に規定しており、また、卒業認定については学位規程(学生便覧p.103)に基づき認定している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-7-3-② 教授会議事要旨(令和6年1月18日開催)(再掲) 資料Ⅰ-1-1-① びわこリハビリテーション専門職大学学則(再掲) 資料Ⅰ-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲) p.94 学位規程</p>	
基準Ⅱ-9	産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。
分析観点Ⅱ-9-1	産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。
<p>【分析観点に係る状況】 学内管理職者及び学外者(県市町の医療政策担当者、滋賀県理学療法士会長、県作業療法士会会長等、臨地実務実習施設の指導者)から成る教育課程連携協議会を2021年3月より毎年度9月と3月に開催している。この中で「福祉機器の取扱いやデータサイエンスに関する科目をカリキュラムに編成する必要がある」等の意見が出され、2024年度以降入学生の教育課程において「データサイエンス入門」等の科目を新設した。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-9-1-① 教育課程連携協議会.議事要旨(令和4年.3月9日開催分)</p>	

分析観点Ⅱ-9-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
<p>【分析観点に係る状況】 教育課程連携協議会規程第2条に基づき、教育課程連携協議会の第1号構成員として「学長が指名する教員、その他の職員」は、学部長、各学科長、法人副理事長(学長補佐)が指名されて出席している。いずれも教育研究活動に責任を有する管理職者である。開催状況については、根拠資料のとおり、2021年3月以降、毎年度9月・3月に計7回開催されている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-9-2-① 教育課程連携協議会規程 資料Ⅱ-9-2-② 教育課程連携協議会 協議員一覧 資料Ⅱ-9-2-③ 教育課程連携協議会開催状況 資料Ⅱ-9-2-④ 教育課程連携協議会議事要旨(令和2年度から令和5年度)</p>	
<b>領域Ⅱ 自己評価概要</b>	
<p>教育課程は専門職大学設置基準及び指定規則に基づき、適切に開設され、段階的に学修できるように配置されている。DP、CPの整合性は「授業科目とCP・DPの対応表」で明確に示している。 シラバスには、到達目標、授業計画、評価方法等について記載している。また、CAP制を導入することで単位の実質化に配慮している。 成績評価は学則および「履修及び試験に関する規程」等の規程に基づき評価し、教授会の審議を経て学長が承認している。また、規程に基づき既修得単位認定を適切に行っている。 卒業認定は学則及び学位規程に基づき、教授会で審議し、学長が承認し卒業を認定している。 成績評価及び卒業要件に関することは学生便覧に記載の上、毎年度オリエンテーションで学生に対して説明し、周知している。 教育課程の編成に関しては、教育課程連携協議会の意見を2024年度以降の教育課程に反映している。 以上のことから領域Ⅱの基準を満たしていると判断する。</p>	
優れた点	
<p>他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養については、展開科目や各学内実習科目においても重視している。例えば、学内授業科目において教員と共に臨地に赴き学ぶ機会や当事者であるゲストスピーカーとの交流から実践的コミュニケーションを学ぶ機会を設けている。これらの教育手段を通じて、最終学年で実施される総合臨床実習でのコミュニケーション能力を育てている。</p>	
特色ある点	
<p>系統的で体系的な教育についての学生の理解を促すために教育課程表とカリキュラムツリーなどの資料を提示している。また</p>	
改善が望ましい点	
<p>基準2分析観点2の教育課程の編成・実施方針に、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針が定められていないため、令和6年度中において方針を定め、令和7年度から適用する予定である。</p>	
改善を要する点	
なし	

### 領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1	教育研究実施組織が、専門職大学(リハビリテーション分野)が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等を展開に必要な教員が適切に配置されていること。
-------	--

分析観点Ⅲ-1-1	教育研究実施組織が、専門職大学(リハビリテーション分野)が担う使命を遂行するために、適切な構成となっていること。
-----------	--

【分析観点に係る状況】  
教学組織は、本学の目的である「リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域 共生社会の実現に貢献すること」を達成するために必要な教育業績・研究業績・実務経験を有する者を採用し、配置している。研究者教員には、医学、公衆衛生学、生理学、栄養学等の基礎医学系の教員を中心として配置し、実務家教員には理学療法士、作業療法士の有資格者が多く配置している。このような配置は、理論と実践を架橋する専門職大学の趣旨と本学の趣旨に合致するものであり、適切な教員配置の構成となっている。

【根拠資料・データ】  
資料 専門職大学現況票

分析観点Ⅲ-1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
-----------	--------------------------------

【分析観点に係る状況】  
専門職大学設置基準及び指定規則に定められた必要教員数は、理学療法学科8名、作業療法学科8名、専門職大学全体で8名の計24名で、うち4割以上が実務家教員であることが求められている。  
本学の2023年5月1日時点での教員構成は、理学療法学科が、研究者教員数(専)12名、実専7名、実(研)4名、作業療法学科が、研究者教員数(専)9名、実専3名、実(研)3名で計38名という構成になっている。専門職大学設置基準の教員数は、総数24名中実務家教員11名(内6名が実(研))であり、本学では研究者教員21名、実務家教員が17名(内7名が実(研))となっていることから基準を満たしている。  
また、指定規則上の専任教員数についても、理学療法学科で必要数9名に対して15名の配置、作業療法学科で必要数6名に対して8名の配置を行っている。  
実務家教員は理学療法士、作業療法士としての臨床経験が5年以上の者で構成されており、採用後も臨床現場等での勤務等で得た知見を研究や授業に反映させている。  
また、展開科目に関しては、リハビリテーション分野の周辺分野の講義を行うため、講義の特性にあわせて、実務経験の豊富な非常勤講師を採用し配置している。

【根拠資料・データ】  
資料 専門職大学現況票

基準Ⅲ-2	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。
分析観点Ⅲ-2-1	教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。
<p><b>【分析観点に係る状況】</b>  本学学則第40条で定められた大学運営会議、学則第39条で定められた教授会があり、それぞれ学則および規程に従って運営されている。  大学運営会議は学長を議長として、毎月1回(8月除く)開催し、以下の内容を審議する。  (大学運営会議規程より抜粋)  (審議事項)  第6条 運営会議は、教学に関する企画、執行、調整等のマネジメントを円滑に行うため、次の事項を審議する。  (1) 教育研究に関する年次計画及び中期計画に関すること。  (2) 学部・学科、専攻、センター、各種委員会その他の重要な教育研究組織の設置、廃止及び変更に関すること。  (3) 教育課程の編成に関する方針の策定、変更、検証及び評価に関すること。  (4) 教員組織の適切性についての点検及び評価に関すること。  (5) 組織の運営の状況についての点検及び評価に関すること。  (6) 予算の作成に関すること。  (7) 前各号に掲げるもののほか、びわこリハビリテーション専門職大学の教育研究の重要事項に関すること。</p> <p>教授会は学部長を議長として、毎月1回(8月除く)開催し、以下の内容を審議し、学長に意見を述べる。  (審議事項)  第6条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。  (1) 学生の入学、卒業及び除籍  (2) 学位の授与  (3) 教育課程、試験及び単位認定  (4) 教員の資格審査  (5) 学生の賞罰  (6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>3 第1項第4号の事項の審議は、教授をもって行う。  大学運営会議は構成員の合議の元、学長が決定すると定めており、また教授会が審議した結果は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする、と定められていることから、最終責任者は学長であることが明確にされている。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b>  資料Ⅲ-2-1-① びわこリハビリテーション専門職大学運営会議規程  資料Ⅲ-2-1-② 2023年度びわこリハビリテーション専門職大学運営会議開催状況  資料Ⅱ-7-3-① びわこリハビリテーション専門職大学教授会規程(再掲)  資料Ⅲ-2-1-④ 2023年度びわこリハビリテーション専門職大学教授会開催状況</p>	

基準Ⅲ-3	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。
分析観点Ⅲ-3-1	教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。
<p>【分析観点に係る状況】</p> <p>本学の教職協働への取り組みの一例として、大学運営会議や各種委員会等の構成員に教員だけでなく事務職員も構成員として参画していることが挙げられる。</p> <p>教務・学生支援に関することは、教員と学生支援グループが調整して行う。学生支援グループの教務担当者は時間割や試験日程の調整、非常勤講師への講義依頼、実習先への実習依頼などを行う。教員は依頼に基づき非常勤講師と授業内容の調整や実習施設との具体的な打合せを行う。</p> <p>学生支援担当者は奨学金制度や健康診断等の手配、保険の加入手続き、クラブ・サークル活動の支援などを行い、直接的な学生指導は各学科の担任、チューターが行うというように教員と事務職員の役割は分担されているが、既述のとおり事務担当者は委員会等の構成員となっているため、情報の共有、連携体制は確保されている。</p> <p>また、Slackを導入することで日常的な教職員間の連絡がスムーズになり、連携の強化に役立っている。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>資料Ⅲ-3-1-① 2023年度 委員会名簿</p>	
分析観点Ⅲ-3-2	管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)が実施されていること。
<p>【分析観点に係る状況】</p> <p>FD・SD推進委員会を設置し、教職員の資質向上のための基本方針、研修プログラムの立案等を行っている。2023年度はFD・SD研修会を次のとおり実施した。実施にあたり、オンライン、オンデマンドなどを利用し、多くの教職員が受講できる体制を整えている。</p> <p>2023年度 FD・SD研修会 実施状況</p> <p>a 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月15日 「専門職にとって研究とは」「科研費申請のためのコンプライアンス」 「令和4年度大学設置基準の改正について」</li> <li>・令和5年7月20日 「本学の合理的配慮の実状」「2022年度学習行動調査報告」 「2022年度授業評価アンケート結果報告」</li> <li>・令和5年9月21日 「びわこリハビリテーション専門職大学の教学IRの取組と今後の展望」 「藍野大学の教学IRについて」</li> </ul> <p>b 実施方法 講義形式で実施(オンライン、オンデマンド配信併用)</p> <p>c 開催状況(教員の参加状況含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回(令和5年6月15日) 30名</li> <li>・第2回(令和5年7月20日) 34名</li> <li>・第3回(令和5年9月21日) 42名</li> </ul> <p>以上のFD・SD研修に加えて、2023年度には、「第1回びわこリハ大教職員ワークショップ～開学以降の経験を振り返って、2024年度以降の大学を構想する～」というテーマで教職員合同のワークショップを行い教職員46名が参加した。</p> <p>教職員が終日、本学の課題や今後について意見を出し合うという内容で、教職協働の意識を高めることを意図したものである。</p> <p>これらの取組は、教職員の能力向上に有効に機能している。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>資料Ⅲ-3-2-① 2023年度 教職員FD・SD研修会実施状況</p>	

<b>領域Ⅲ 自己評価概要</b>	
	<p>本学の目的を達成するために必要な教員の採用方針を定め、教育研究業績・実務経験を有する者を採用し、配置している。</p> <p>教員は、専門職大学設置基準の研究者教員(専)、実務家教員(実専、実(研))、及び指定規則で定められた専任教員数を両学科ともに満たしている。</p> <p>本学の運営体制は各種規程に基づき、学長が議長となる運営会議、学部長が議長となる教授会があり、その下に各種委員会を設置している。教授会は審議事項について学長に意見を述べ、学長は最終決定を行う。加えて外部からの意見を聴く機関として教育課程連携協議会を設置している。</p> <p>教職協働体制として、運営会議及び各種委員会には事務職員も正規構成員として参画しており、情報を共有する体制ができています。</p> <p>教職員の資質向上への取り組みは、FD・SD研修会を実施している。</p> <p>以上のことから領域Ⅲの基準を満たしている。</p>
<b>優れた点</b>	<p>大学組織における主要な各種委員会は教員と事務職員で構成されている。そのためその教員と事務職員間の連携は迅速に行われる。また、各委員会を跨ぐ身近な課題についても情報交換と連携をおこない、対応している。1学部という大学の組織の利点が活かされている。</p>
<b>特色ある点</b>	<p>教職員合同のワークショップは、教員と事務職員が共通テーマで意見を交わす場となっており、特色ある取り組みであると言える。</p>
<b>改善が望ましい点</b>	<p>なし</p>
<b>改善を要する点</b>	<p>なし</p>

## 領域Ⅳ 学修環境

基準Ⅳ-1	学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。
-------	---

分析観点Ⅳ-1-1	入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。
-----------	---

### 【分析観点に係る状況】

入学者選抜は、「学則」第25条に規定する入学資格者に対し、本学ホームページや「入試ガイド」に公表する「入学者受入方針」に則して実施し、受験者に対しても「入試ガイド」で試験区分ごとにその方針との対応をわかりやすく明示している。

入学者選抜の運営体制は、「入試広報委員会」が主体となって運営を行い、事務センター入試広報グループがその事務を補助している。

入学者選抜を公正かつ適切に実施するため、「入学試験監督要領」を定めるとともに、試験科目の出題者・採点者による「入試問題作成ワーキンググループ」を組織し、必要な人員を配している。

合否判定は、入試広報委員長、学部長・学科長で構成する「合否判定ワーキンググループ」において合格者案を作成し、「教授会」での審議の後、学長が最終判定を行うこととしている。

社会人経験を有する者を対象とする「社会人選抜入試」の実施、障害などによる配慮が必要な受験生への特別措置など、多様な学生を受け入れるための対応も、「入試広報委員会」が主体となって行っている。

### 【根拠資料・データ】

資料Ⅳ-1-1-① 入学者受入方針 <https://bpur.aino.ac.jp/admission/>

資料Ⅰ-1-1-① びわりハビリテーション専門職大学学則(再掲)

資料Ⅳ-1-1-② 2024入試ガイド(入学者選抜要項)

資料Ⅳ-1-1-③ 入試情報ホームページ <https://bpur.aino.ac.jp/prospective/>

資料Ⅳ-1-1-④ 入試広報委員会規程

資料Ⅳ-1-1-⑤ 入学試験監督要領(2023年11月11日実施分)

資料Ⅳ-1-1-⑥ 社会人選抜入試要項(入試ガイド抜粋) [https://bpur.aino.ac.jp/exam\\_system/](https://bpur.aino.ac.jp/exam_system/)

資料Ⅳ-1-1-⑦ 障害者への入学者選抜対応(本学ホームページ抜粋)

<https://bpur.aino.ac.jp/recruitment/>

分析観点Ⅳ-1-2	収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。
-----------	--------------------------

### 【分析観点に係る状況】

作業療法学科における定員未充足が大きな課題であり、大学全体として収容定員を充足できない状況となっている。現状において、定員未充足によって授業運営に支障はないものの、大学経営が健全であるためには定員充足を達成することが喫緊の課題である。2024年度の言語聴覚療法学科の新設に伴い、既存2学科を各10名減員し、安定した定員充足につなげてまいりたい。

### 【根拠資料・データ】

資料Ⅳ-1-2-① 在籍者数と定員充足率の推移

資料Ⅳ-1-2-② 収容定員変更届出

分析観点Ⅳ-1-3	入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。
<p><b>【分析観点3】</b> 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。</p> <p><b>【分析観点到に係る状況】</b> 開設年度は十分な広報活動ができず、定員充足できない厳しい結果となったが、独自の奨学金・修学支援制度の拡充や広報活動の強化等により、2年目の2021年度は状況が大きく改善した。 しかしながら、3年目以降は作業療法学科において定員未充足の状態が継続しており、新設大学として十分な評価とはなっていない。言語聴覚療法学科(定員20名)を新設する2024年度以降は、理学療法学科及び作業療法学科の入学定員を各10名減員して安定的な定員充足を目指すとともに、本学の特徴や強みを広く浸透させ、地元滋賀で選ばれ続ける大学となるための広報活動等の更なる強化を図ることとする。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b> 資料Ⅳ-1-3-① 入学者数と定員充足率の推移 資料Ⅳ-1-2-② 収容定員変更届出(再掲)</p>	
基準Ⅳ-2	教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備(ICT環境、バリアフリー化等を含む。)ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
分析観点Ⅳ-2-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。
<p><b>【分析観点到に係る状況】</b> 専門職大学設置基準及び指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指導ガイドライン(以下、ガイドラインとする。)に定められている実習室等、必要な施設設備は充足している。 具体的には普通教室が8室、研究室が29室、図書館(兼自習室)、医務室(保健室)、事務室及び各種実習室、レクリエーション室以外に、演習室、情報処理室、学生食堂(兼学生ホール)を整備している。 図書館には約18,000冊の図書と31種の学術雑誌を整備するとともに、教職員・学生が自宅等からでも図書や資料を利用できるよう、メディカルオンライン及びイーブックスライブラリーや電子書籍など、冊子体としての図書だけではなく、電子書籍の充実も図っている。 2023年度の図書館の年間利用状況は、開館日数231日、延来館者数6,294名、貸出冊数975冊である。(資料Ⅳ-2-1-③ 図書館利用統計) 以上のことから施設・設備は有効に活用されている。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b> 資料Ⅳ-2-1-① 校舎平面図 資料Ⅳ-2-1-② 教室の利用状況(時間割) 資料Ⅳ-2-1-③ 図書館利用統計</p>	
分析観点Ⅳ-2-2	施設・設備における安全性が配慮されていること。
<p><b>【分析観点到に係る状況】</b> 本学の前身である滋賀医療技術専門学校を、専門職大学としてその施設を利用するため、平成30年から令和元年にかけて大規模な改修工事を行った。その際に現行の耐震基準を満たすように、既存不適格であった箇所をすべて改修するとともに、スロープや多目的トイレ、エレベーターを整備してバリアフリー化を図った。 校舎内にはセキュリティの確保のために防犯カメラが設置されており、事務センターでモニターすることができ、また、映像の録画・保存を行っている。さらに、夜間は機械警備により安全面の対策を行っている。</p> <p><b>【根拠資料・データ】</b> 資料Ⅳ-2-1-① 校舎平面図(再掲)</p>	

分析観点Ⅳ-2-3	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていること。
<p>【分析観点に係る状況】          本学の前身である滋賀医療技術専門学校を、専門職大学としてその施設を利用するため、平成30年から令和元年にかけて大規模な改修工事を行った。その際に現行の耐震基準を満たすように、既存不適格であった箇所をすべて改修するとともに、スロープや多目的トイレ、エレベーターを整備してバリアフリー化を図った。          校舎内にはセキュリティの確保のために防犯カメラが設置されており、事務センターでモニターすることができ、また、映像の録画・保存を行っている。さらに、夜間は機械警備により安全面の対策を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料Ⅳ-2-1-① 校舎平面図(再掲)</p>	
分析観点Ⅳ-2-4	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。
<p>【分析観点に係る状況】          図書館以外の自主的学修環境の整備状況については、情報処理室、学生ホール(兼食堂)があり、その他、授業のない教室は使用することを許可している。具体的な利用者人数を示すことはできないが、日常的に利用者があり、効果的に活用されている。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料Ⅳ-2-1-① 校舎平面図(再掲)</p>	
<b>基準Ⅳ-3</b>	教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。
分析観点Ⅳ-3-1	教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。
<p>【分析観点に係る状況】          設置認可申請時の計画に基づき予算は配分され、適切に経費は執行されている。また、設置計画上予定されていた施設設備、機器備品以外にも教育研究上必要となる機器備品については、予算が配分され、適正に執行されている。          設置計画では、申請年度には校舎の改修工事に548,928千円、図書3,952千円、教具・校具・備品に59,369千円の合計612,249千円、開設年度(令和2年度)には図書1,455千円、教具等に76,480千円、令和3年度には図書1,419千円が図書で一部絶版等があり購入できなかった者もあるが、それ以外については計画通り執行されている。          設置計画以外にも、各教室のAV設備の整備、学内の無線LAN化、教育研究上必要な機器備品の購入、消防設備や校内放送設備の更新など、施設設備の充実を図っている。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料Ⅳ-3-1-① 予算書、計算書類(2020年度から2023年度)</p>	

分析観点Ⅳ-3-2	施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。
<p>【分析観点に係る状況】  施設・設備の管理運営を行う部門は総務グループである。総務グループの業務分掌に関しては、学校法人藍野大学事務組織規程に以下のように規定されている。  本学の総務グループは5名体制であり、本学の規模であれば十分な規模と機能を持つと考えている。</p> <p>学校法人藍野大学事務組織規程別表(第4条関係)抜粋</p> <p>6 びわこ八日市・びわこ東近江キャンパス事務局専門職大学事務センター  (1)総務グループ  ア 学長印等の公印管理に関すること。  イ 公文書等の接受、発送及び整理保存に関すること。  ウ 予算の要望、編成及び管理に関すること。  エ 教職員の公募及び進退並びに服務その他に関すること。  オ 経費精算の処理に関すること。  カ 機械、器具及び物品の購入並びに管理に関すること。  キ 施設・設備の取得及び維持管理に関すること。  ク 防災及び警備等に関すること。  ケ 車両の運用及び管理に関すること。  コ 教授会その他委員会等(他グループ所掌の委員会を除く。)に関すること。  サ 規程等の制定及び改廃に関すること。  シ 専門職大学の式典に関すること。  ス その他、他のグループの所掌に属さない総務に関すること。</p> <p>【根拠資料・データ】  資料Ⅳ-3-2-① 学校法人藍野大学事務組織規程</p>	
基準Ⅳ-4	学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。
分析観点Ⅳ-4-1	履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性(履修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われていること。
<p>【分析観点に係る状況】  新年度開始時及び後期開始時に、各学年で全体オリエンテーションを実施し、教務委員、学生委員、事務センター職員が分担して、履修指導・履修登録指導及び学生生活指導を行っている。併せて、履修登録が心配な学生に対しては、事務職員が選択科目の追加・削除等の助言指導を行っている。  学生個々の事項に対しては、担任、チューターが対応し、必要に応じて関係部署と連携を取り、学生の多様性に配慮した体制としている。</p> <p>【根拠資料・データ】  資料Ⅳ-4-1-① 2023年度オリエンテーション資料</p>	
分析観点Ⅳ-4-2	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。
<p>【分析観点に係る状況】  令和4年度に「障がい学生修学支援に関する指針」(学生便覧p.114～115)を制定し、合理的配慮体制を整備している。配慮申請を学習支援センター教育的ニーズ検討部会が聞き取った上で個別の配慮計画を作成し、学長の承認後、速やかに科目担当教員等の関係教職員に対して配慮を依頼しており、これまでに9名の申請事例がある。</p> <p>【根拠資料・データ】  I-1-1-③ 学生便覧(再掲)p.123, 124 「障がい学生修学支援に関する指針」</p>	

基準Ⅳ-5	学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。
分析観点Ⅳ-5-1	学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。
<p>【分析観点に係る状況】  学生便覧p.38「相談先一覧」を学生便覧に掲載している。学生生活に関する相談は、担任・チューター教員やなんでも相談員が対応している。また、経済面の相談は事務職員が対応し、修学支援新制度（給付奨学金及び学費減免）、貸与奨学金、その他奨学金の手続き等を紹介するほか、Web上でも掲載している。  奨学金には、公的な奨学金として日本学生支援機構があり、2023年度の第一種奨学金の利用者が63名、第二種が112名、高等教育の修学支援新制度の対象者が37名いる。本学独自の奨学金制度として、バスを除く公共交通機関の定期代が1か月1万円を超えた場合に、上限1万円までを補助する「通学費用補助規程」、自宅外で生活をする学生の家賃の半額を負担する「自宅外通学者スカラシップ規程」があり、学生の生活・経済的支援を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】  I-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲)p.38 相談先一覧</p>	
分析観点Ⅳ-5-2	各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。
<p>【分析観点に係る状況】  「ハラスメント防止ガイドライン」(学生便覧p.58～61)を定め、被害者・相談者の保護に努めることを第一義として対応している。  相談体制としては、本学内の「なんでも相談員」がハラスメント相談員を兼務し、相談事案を把握するとともに、ハラスメント防止委員会(以下、防止委員会とする。)が迅速・適切に対応するよう努めている。  手続きは、相談員にメールで相談予約をしたのちに、相談員と面談し申立てを行うかを相談する。申し立てをする場合には、「注意」「調停」「委員会調査」のいずれかを選択し、申立てを行う。申立書は相談員が進達し、ハラスメント防止委員長が受理し、申し立ての種類により必要な対応を取ることとしている。</p> <p>【根拠資料・データ】  資料Ⅳ-5-2-① ハラスメント事案発生対応フロー  資料 I-1-1-③ 2023年度学生便覧(再掲)p.58-61 ハラスメント防止ガイドライン</p>	
<b>領域Ⅳ 自己評価概要</b>	
<p>学則に規定する入学資格者に対し、アドミッション・ポリシーに基づき入学試験を実施している。入学試験の可否は教授会での審議を経て学長が決定しており、適正に実施している。  学生数については、作業療法学科の定員未充足を踏まえた広報の強化と併せ、2024年度に言語聴覚療法学科を設置することで安定した定員確保を目指す。  施設・設備に関しては、専門職大学設置基準等に規定される施設は整備している。学内無線LANに加え、LMS、Slack、電子書籍等を導入し、学外からでも学修や各種相談ができる環境を整えている。障害のある学生等への支援は、本学の指針に基づき対応している。  開学時の改修により、耐震やバリアフリー化は完了しており、防犯カメラの設置の導入等、安全面の配慮も行っている。  機器備品は設置計画に基づき整備し、それ以外の機器備品の購入、更新についても予算が措置されている。  以上のことから、領域Ⅳについては基準を満たしていると考えます。</p>	
優れた点	
<p>学生からの相談に対して、担任、チューター、事務職員及びなんでも相談員と複数のチャンネルがあり、相談しやすい環境を整えている。</p>	

特色ある点

通学の利便性が良くないことから、無料のスクールバスの運行だけでなく、通学費補助、自宅外通学者スカラシップなど本学独自の取り組みを実施している。

改善が望ましい点

なし

改善を要する点

なし

## 領域 V 内部質保証

基準 V-1	【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。
分析観点 V-1-1	教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。
【分析観点に係る状況】 学則第2条に基づき、自己点検評価委員会を設置、自己点検評価を行うことにより、教育研究活動の質及び学生の学習成果の向上に努めている。 自己点検評価の体制は、学長を委員長とする自己点検評価委員会が中心となり、現状分析、課題の抽出を行い、運営会議において改善計画等を決定することとしている。現状、報告書の作成、課題の抽出、改善への取り組みはスムーズに行われている。	
【根拠資料・データ】 資料 V-1-1-① 自己点検評価委員会規程	
分析観点 V-1-2	自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。
【分析観点に係る状況】 自己点検は、2020年度は大学基準協会の基準に基づき、2021、2022年度は専門職大学基準協会の評価項目に基づき機関別自己点検評価報告書を作成した。なお、専門職大学基準協会は文部科学省が承認した認証評価機関ではなかったため、2022年度は専門職大学基準協会が行う機関別評価の試行評価として協力をした。 今般の分野別認証評価の受審にあたっては、上記評価での基本的な内容や客観的な指標に基づき、自己点検評価報告書を作成している。 主な指標としてアセスメントプランを策定し、これに基づき評価を行うが、2020年に開学し、2023年度に初めての卒業生を輩出した本学として、今回の報告書が4年間を通じた初めての評価となる。	
【根拠資料・データ】 資料 V-1-2-① 自己点検評価に基づく改善状況 資料 V-1-2-② 内部質保証の方針 資料 V-1-2-③ アセスメントプラン 資料 V-1-2-④ 内部質保証体制図	
分析観点 V-1-3	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。
【分析観点に係る状況】 自己点検評価の結果に基づき、2021年度に学習支援センターを開設して学力に課題を抱える学生への対応を始めたほか、2022年度には担任制に加えてチューター制を導入した。 また、内部質保証の点では、2021年度には内部質保証の方針の策定、アセスメントプランの策定、内部質保証体系図の策定を行い、2022年度からは完成年度後の2024年度を見据えた3つのポリシー及び教育課程の改正、既存2学科の入学定員の見直し、新学科の設置、新キャンパスの開設に向けた取組を始めた。	
【根拠資料・データ】 資料 V-1-2-① 自己点検評価に基づく改善状況 (再掲)	

基準 V-2	教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。
分析観点 V-2-1	法令等が公表を求める事項が公表されていること。
<p>【分析観点に係る状況】          学校教育法施行規則第172条の2に定められた教育情報については、本学ホームページ (<a href="https://bpur.aino.ac.jp/info/">https://bpur.aino.ac.jp/info/</a>) に公開している。          その他法令で公開が義務付けられている専門職大学設置認可申請書、言語聴覚療法学科設置届出書および設置計画履行状況報告書、自己点検評価報告書、高等教育の修学支援新制度の確認更新申請書、研究活動に関する各種規程等についても公開している。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料 V-2-1-① 本学ホームページ 情報公開 <a href="https://bpur.aino.ac.jp/info/">https://bpur.aino.ac.jp/info/</a></p>	
分析観点 V-2-2	社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。
<p>【分析観点に係る状況】          教育情報は公開しているが、2023年度末の時点で社会からのフィードバックはなく、そのため改善・向上につながる事例はない。          情報公開に関する問い合わせに関しては、情報公開ページに問合せ先として本学総務グループのメールアドレスが記載されており、問い合わせがあれば総務グループで受け、内容により各部署で対応することとしている。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料 V-2-1-① 本学ホームページ 情報公開 <a href="https://bpur.aino.ac.jp/info/">https://bpur.aino.ac.jp/info/</a>(再掲)</p>	
基準 V-3	専門職大学(リハビリテーション分野)の教育に資する研究のあり方を踏まえて、リハビリテーション関連の学術的研究、リハビリテーションに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。
分析観点 V-3-1	教員の任用および昇任等にあたって、リハビリテーション関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。
<p>【分析観点に係る状況】          教員の研究、実務上の評価については、年度当初に前年度の教育活動、研究活動、社会貢献、管理運営、臨床実績を自己評価し、次年度の目標を設定する「教育・研究等活動に係る自己評価と目標」を作成、提出し、各教員が学科長との面談で評価、指導が行われる。この教育・研究等活動に係る自己評価と目標(資料 V-3-1-①)が昇任の基礎資料のひとつとなる。          2022年に教員選考規程の制定(資料 V-3-1-②)、2023年4月には教員資格審査基準を制定(資料 V-3-1-③)・公表し、2024年度以降に昇任を希望する教員からの申請を受け付けるとともに、学長により教員選考委員会が設置された。昇任審査については、研究者教員(専任)、実務家教員(実専、実(研))ごとに異なる基準を定め、職位ごとに求める内容を示している。          教員選考委員会の構成員及び手続きは資料 V-3-1-②、③のとおりである。審査の際には必要に応じて昇任申請者による模擬授業を行い、教育能力について把握することとしている。          教員選考委員会での審査結果は学長に報告され、学長が昇任選考を決定し、法人理事長に上申する。2023年度に教員選考委員会を設置し、2024年4月に昇任、新規任用を行った。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料 V-3-1-① 教育・研究等活動に係る自己評価と目標について          資料 V-3-1-② びわこリハビリテーション専門職大学 教員選考規程          資料 V-3-1-③ びわこリハビリテーション専門職大学 教員資格審査基準</p>	

分析観点 V-3-2	専任教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。
<p>【分析観点に係る状況】          既述のとおり、教員の教育活動等については、2022年度から自己評価表を作成し、学科長に提出することとなっている。自己評価表に記載された前年度の目標とその達成状況、次年度の目標については、学科長との面談において評価、指導を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料 V-3-1-① 教育・研究等活動に係る自己評価と目標について(再掲)</p>	
分析観点 V-3-3	授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること。
<p>【分析観点に係る状況】          FD・SD委員会において教職員FD・SD研修の内容等を立案し、各委員会等の協力を得て実施している。2023年度の開催内容は、資料Ⅲ-3-2-①FD・SD研修会資料のとおりであり、2023年9月実施の教職員ワークショップでは、本学の強み・弱みを抽出し、それらに対する改善策を立案することを目的とし、教員・職員合同のグループ編成により実施した。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料Ⅲ-3-2-① 2023年度 教職員FD・SD研修会実施状況(再掲)</p>	
分析観点 V-3-4	教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。
<p>【分析観点に係る状況】          教育支援者として、事務センター学生支援グループ職員及び図書館専門職員に対して、教学管理・支援経験をもつ管理職が日常の教学業務を助言・指導するとともに、教職員FD・SD研修を通じて高等教育情勢や学生の実状を理解する機会としている。また、外部機関での研修に関しては、法人として研修費の補助をしている。指導補助者は大学院生等による授業補助者が一般的であることから、本学ではこれに相当する職種は導入していない。</p> <p>【根拠資料・データ】          資料 V-3-4-① 法人事務局人事グループ通知</p>	

## 領域Ⅴ 自己評価概要

### 【領域Ⅴ 自己評価概要】

学則第2条に基づき、自己点検評価委員会を設置し、自己点検評価を行っている。報告書の作成、現状分析、課題の抽出を委員会が行い、運営会議において改善計画等を決定している。抽出された課題は翌年度の報告書でその対応結果が記載されており、改善につながっている。

他にも法令で定められた教育情報は本学ホームページにすべて公開している。

教員の任用、昇任については、規程に基づき審査を行っている。教員は学科長と面談の上、教育・研究に係る自己評価と目標を作成し、これらが教員の評価と指導にも活用される。

審査は教員選考委員会で行い、学長に答申する。学長は教員選考委員会の答申を受け昇任を決定し、理事長に上申する。完成年度明けの2024年度に新規任用及び昇任人事が行われた。

以上のことから領域Ⅴはいずれの基準も満たしていると考えます。

### 優れた点

なし

### 特色ある点

なし

### 改善が望ましい点

なし

### 改善を要する点

なし